



いつもの支払が変わる！

使ってみよう！
マイナ保険証



急な入院で多額の支出が発生…
高額療養費制度の書類の申請が手間だし
間に合わなければ、一時支払いが負担

マイナンバーカードを利用する医療機関窓口での限度額以上の 一時支払いの手続きが不要になります

高額療養費制度の利用方法 (これまで)

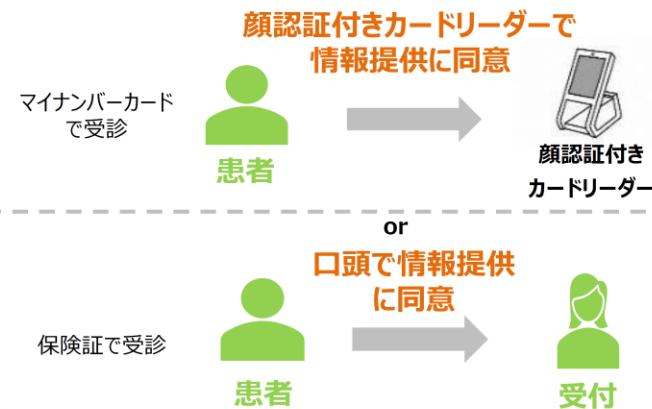
- ①限度額適用認定証※
事前申請
②認定証が届く
③認定証を提示



※窓口での支払が高額になる場合に、自己負担額を所得に応じた限度額にするために医療機関に提出する証類です。

マイナンバーカードを利用する医療機関・薬局での 高額療養費制度の利用方法

同意をすると限度額を超える支払いが免除されます！





使ってみよう！
マイナ保険証

医療機関・薬局が閲覧可能な限度額適用認定証等情報について

マイナンバーカードを健康保険証として利用できる医療機関では、
「限度額適用認定証」がなくても、限度額を超える支払いが免除されます。

限度額適用認定証とは

窓口での支払が高額になる場合に、自己負担額を所得に応じた限度額にするために医療機関に提出する証類です。患者本人が医療機関での情報提供に同意すると、以下の情報が共有されます。

医療機関・薬局に提供される情報

- 保険者番号
- 被保険者証記号・番号
- 枝番
- 限度額適用認定証区分
- 適用区分※1
- 交付年月日
- 回収年月日
- 長期入院該当年月日※2

※1 自己負担限度額を算出する際に適用する区分であり、被保険者等の標準報酬や前年度所得の水準に応じて設定されるものです。
特定疾病療養受療証の特定疾病区分についても、本人の同意があれば医療機関・薬局で閲覧可能です。

※2 限度額適用・標準負担額減額認定証の交付対象者であれば医療機関に共有されます。